

○令和8年度スポーツ団体に対する補助金の交付について

番号	補助金名	団体名	補助対象事業	R 8年度 補助金額 (千円)	R 7年度 補助金額 (千円)	増減額 (千円)
1	千葉県スポーツ推進委員連合会事業補助金	千葉県スポーツ推進委員連合会	業務管理費、運営管理費	3,794	3,492	302
2	千葉県スポーツ協会事業補助金	(公財) 千葉県スポーツ協会	事業費、管理費	7,383	7,383	0
3	国民スポーツ大会ユニフォーム購入補助金	国スポ種目競技団体	選手・監督ユニフォーム購入費	3,207	3,207	0
4	パラスポーツコーディネーター派遣事業補助金	(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会	給料、報償費、旅費、需用費等	0	24,257	▲24,257
5	パラスポーツ競技団体支援事業補助金	(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会	講師謝金、旅費、需用費、役務費等	5,850	5,200	650
6	障害者競技組織運営費補助金	(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会	給料、報償費、旅費、需用費等	9,800	9,800	0
	合計			30,034	53,339	▲23,305

○参考 スポーツ基本法（抜粋）

（地方公共団体の補助）

第34条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第35条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、（中略）地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付についてはその長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。（略）